

伊勢原市防災協力事業所登録制度実施要綱 概要

第1条 趣旨

大規模災害時において、**事業所等が保有する施設、資機材、組織力等の防災能力又は資源の提供**を受けることにより、市、事業所等及び地域が連携し防災協力体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、**地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等**を登録することに必要な事項を定める。

第2条 定義

- ・大規模災害：地震災害、台風、集中豪雨、その他の風水害又は列車事故、その他の大規模な事故
- ・事業所等：①市内に店舗、工場、事業所、営業所、活動拠点等を有する法人
②その他の団体又は個人

第3条 登録要件

- (1) 制度の趣旨に賛同し、ボランティア精神に基づき自発的に登録を希望するもの
- (2) 次に該当しないこと
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により**風俗営業と規定されている業種**
 - イ 風俗営業類似の業種
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する**暴力団その他反社会的団体**又はそれらに関連すると認めるとに足る相当の理由のある事業所等
 - エ 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
 - オ **債権の取立て、示談の引受け**等を業とするもの
 - カ 各種法令に違反しているもの
 - キ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
 - ク 行政機関からの**行政指導を受け、改善がなされていないもの**
 - ケ 規制対象となっていない業種でも、**社会問題を起こしている業種又は事業所**
 - コ 伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領（平成元年伊勢原市告示第26号）第3条に基づく**資格停止を受けているもの**
 - サ **市税等を滞納**している事業所等
 - シ 過去2年間において、関係法令に違反する重大な事実があるもの
 - ス その他登録することが不相当であると認められるもの

第4条 登録手続

- ・制度に登録しようとする事業所等の代表者は、「伊勢原市防災協力事業所登録(変更)申請書」を市長に提出する。
 - ・登録内容を変更しようとするときも同様
- 2 市長は、前条に基づいて審査し、登録することが適当であると認めるときは、申請事業所の代表者に「防災協力事業所登録証」を交付する。

第5条 平常時の協力

登録した事業所等は、**平常時**において、次に掲げる内容の**協力を可能な範囲で実施**する

- (1) **地域の防災訓練への参加**
- (2) **地域の防災に関する会合等への参加**
- (3) **地域活動への参加**
- (4) **地域活動に対する事業所等の施設の提供**
- (5) その他

第6条 大規模災害時の協力

大規模災害時において、次に掲げる項目のうち、協力することが可能な業務について、**自らの判断で地域と連携して協力活動を実施**する。

- (1) 初期消火、救出救護、障害物の除去等の**労務提供**
- (2) 食料品、飲料水等の**物資提供**
- (3) **資機材等の貸出し**
- (4) **一時避難場所等の提供**

- (5) その他防災上必要な協力
- 2 協力する期間は、大規模災害の発生した日から事業所等の本来の業務に支障のない日まで。

第7条 登録事業所の公表

- 登録事業所の**名称、所在地等を市ホームページその他の広報媒体を活用して公表**する。
- 2 登録事業所は、自らが伊勢原市防災協力事業所であることを名刺等の印刷物に表示することができるものとする。

第8条 経費負担

第5条及び第6条の規定による**協力項目の実施に要した費用**は、当該業務を実施した**登録事業所が負担**する。

第9条 登録期間

- 登録事業所の**登録期間は、登録証の交付の日から2年間**とする。
- 2 登録事業所から登録抹消の申出がない場合については、その期間満了日の翌日からさらに2年間延長するものとし、以後も同様とする。

第10条 登録の抹消

- 登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業所の登録を抹消する。
- (1) **廃業又は休止**したとき。
- (2) 登録事業所を第三者に譲渡又は売買し、**引き続き災害時協力の意思が確認できない**とき。
- (3) **第3条**に規定する**登録要件を満たさない**こととなったとき。
- (4) 伊勢原市防災協力事業所登録抹消届を市長に提出し、**登録の抹消を申し出た**とき。
- (5) その他登録事業所を登録しておくことが適当でないと市長が認めたとき。
- 2 市長は、登録事業所の登録を抹消するときは、伊勢原市防災協力事業所登録抹消及び登録証返還通知書により通知するものとする。
- 3 前項の規定により、登録が抹消された事業所等は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

第11条 情報の交換

市及び登録事業所は、協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

第12条 確認等

- 市長は、必要に応じ、申請事業所又は登録事業所が第3条第2号に定める基準に該当するものであるか否かの確認及び調査を行うことができる。
- 2 当該確認のために個人情報に関係機関に提供するときは、本人の同意を得るものとする。

第13条 庶務

登録等に関する庶務は、防災主管課が行う。

第14条 委任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。